

○東徹君 これも、現場からのこういった意見があるということで、是非この点につきましてもお考えいただければというふうに思っております。

続きまして、介護等人材確保処遇改善法案についてでありますけれども、介護人材の確保を進めていくということは、本当にこれは非常に大事だということで、誰もが共通する問題意識だというふうに思っております。この法案の本則にありますように、介護従事者の処遇改善というものが求められているということで、来年の介護報酬の改定においても財源の確保が必要になってくるのではないのかなというふうに思っております。

これまでのこの厚生労働委員会の中でも再三再四、全ての各党の方々から介護従事者の処遇改善ということをお話をされたというふうに記憶をいたしております。当然、介護従事者の処遇を改善していくということは非常に大事だというふうに思うんですが、一方、処遇の改善のためには、何といたしましてやっぱり財源の確保というものが必要になってくるわけでありまして、この法案では財源の確保も含めて検討を加えというふうに行われているのみになっております。

今後、消費税におきましても、今八%で、来年十月から一〇%に引上げが予定をされているという中ではありますし、また昨日成立しました医療、介護の人材確保の総合的な法律においても何かと自己負担割合が増えていくとか、そういった部分はありませんけれども、この介護保険料を引き上げていくことや自己負担を増やしていくことにつながっていくというふうに思うんですが、これは財源を確保していこうと思うとやっぱりそういったことも当然考えていかざるを得ないというふうに思うわけでありまして、これをやると、一方、国民の方からも非常に負担が重くなっていくというふうなことも当然考えられるわけでありまして、ただ、やはり介護人材を確保していく、そのためには処遇改善のために財源が必要になってくる。そこをやっぱり乗り越えていかなければならないというふうに思うわけですが、その介護保険の引上げや自己負担を増やしていく、このことについてどのように考えておられるのか、ここはやっぱり上げていかざるを得ないという覚悟でおられるのかどうか、それについてお聞かせいただきたいと思っております。

○衆議院議員（山井和則君） 東委員の質問にお答えを申し上げます。

この介護・障害者福祉の職員の賃金引上げについては、今まで二つの方法がございました。一つは、介護処遇改善交付金のように全額税金、公費でやっていくと。実際、これ六年前に月給を一万五千元上げました。そして、もう一つの方法は、今、東委員御指摘のように、介護報酬を来年四月からその分上げていくという、交付金でやるのか、介護報酬でやるのか、二つ方法があります。それぞれメリット、デメリットがございます。

交付金の方は、全額税ですから自己負担アップや介護保険料アップなどに響かないというメリットがある反面、逆に公的財源がそれだけ制約されるわけですから、賃上げの上げ幅が少なくなりかねないということや、また介護現場からすると、そういう全額税金の、補正予算みたいなようなものは一年、二年、三年、何年続けられるんだという、そういう先の見通しの不安もございます。また逆に、介護報酬の方は、恒久的な財源が確保できるという反面、東委員御指摘のように、介護保険料に響く、自己負担増に響くじゃないかということもございます。

それぞれメリット、デメリットありまして、このことに関しては、今回全ての政党の賛同でこの法案を出しているわけですが、各党違いはあるかとは思いますが、やはり何らかの形での負担というものをしながら、介護職員の賃金を引き上げていく必要があると思っております。

○東徹君 ということは、やはり税金を上げていくか、介護保険料を上げて、そしてまた自己負担も上げていくか、このどちらかをやっぱり考えていかざるを得ないということでありまして、それはもう本当に、御存じのように二〇二五年になれば介護人材も百万人必要だとか、そしてまた、二〇二五年になれば社会保障の費用も百五十兆円になっていくというような時代を迎えていくというようなことがやっぱり言われているわけでありまして、我々も本当に介護人材確保していかなければならないというふうに当然思いますし、そのためにはやっぱり処遇を改善していかなければならないというふうなところは本当に思うところでありまして、一方、財源の確保というところがやっぱり一番大事だというふうに思っております、ここをしっかりと我々もやっぱりどういうふうにしていくのかということは答えを出していかなきゃならないというふうに思っております。

○山口和之君 ありがとうございます。

来年の四月までということですので、具体的に何を狙っているのか、お聞きしたいと思います。

○衆議院議員（山井和則君） 山口委員にお答えを申し上げます。

年末までに来年度の予算が決定するわけですが、三つ具体的に検討せねばなりません。まず一つは、先ほど東委員にも申し上げました、介護報酬引上げ方式でいくのか、全額税金の処遇改善交付金方式でいくのか、このどちらを選択するのかという選択、そして二番目は、じゃ幾らぐらい上げるのかということであり、そして三つ目はその財源をどうするのか。

ちなみに、幾ら上げるのかということに関しましては、二〇〇八年四月に介護処遇改善交付金というのが今回と同様、超党派で成立をいたしました。そのときにどうであったかといいますと、翌年四月に介護報酬がアップして、約、介護は月給九千円、障害者は月給七千二百円アップいたしました。それが翌年の四月。さらに、翌年の十月からは処遇改善交付金ができまして、プラスアルファして一万五千円月給で上がる計算になりました。

しかし、今回は財政も当時より更に厳しくなっておりますから、今申し上げましたような大幅な賃上げは難しいとは思いますが、こういう今物価もアップしているときでありますから、そして今回、衆議院、参議院合わせて七百二十二人全員が賛成してこの法案を通すわけですから、しっかりと賃金引上げに取り組んでいかねばと考えております。

○山口和之君 ありがとうございます。

大臣も上げると言っていましたから、うなずいていますし、だから多分大丈夫だと思うんですけども、大臣からもお伺いしたいと思います。

○国務大臣（田村憲久君） これ、来年度に向かっての予算要求という話になってくるわけですが、介護報酬改定の中においてしっかりと介護労働者の方々の処遇改善に向かって最大限努力をしてみたいというふうに考えております。

○山口和之君 どうもありがとうございます。突然申し訳ないです。

ただ、今までちょっといろいろお聞きしていることと、自分の意見も少し入れさせていただきたいんですが、先ほど発議者の方からもあったんですけども、対症療法ともう一つはビジョンアプローチがあると思います。

介護のイメージを良くするために学校に行って説明するんだ、あるいは何をやるんだという話が出てくるんですけども、介護というのはそもそもどういうもので、どういうビジョンがあって、先にあるものは何かということが明確にないとはやはり対症療法的なことになって、もちろん賃金が安いのではこれは話にならないんですけども、どういうイメージでつくっていくのかという大きなビジョンというのはやっぱり必要なんだと思います。先ほど発議者の方から話されたと思うんですけども、例えば予防においても、あるいは自立支援介護においても、どういう社会をつくっていく、どういう役割を果たしていくんだという大きなビジョンがあった上で、賃金もしっかりとしてそこに持っていくというふうなことが必要なのではないかなど、自分はそう思います。

是非そういったものをつくっていただいて、先ほど価値の話がありましたけれども、この分野はしっかりと価値のある分野なんだということを国民の中にしっかりと定着するような方向性を持っていていただきたいと思っております。

ちなみに、人材確保のための技能実習制度の拡大が検討されているんですけども、どのように発議者は考えますか、お聞きしたいんですが。

○衆議院議員（山井和則君） この技能実習制度の活用につきましては、介護については各党様々な見解があると思われまます。

しかし、一つ前提として言えますのは、今、介護施設では七割以上が認知症の高齢者になっております。その意味では、コミュニケーションが高齢者としっかりと取れて質の高いサービスが日本人であろうが外国人であろうが提供できるということが前提になってくる。

とにかく、介護の主役は高齢者でありますから、高齢者のサービスが向上するような形で様々な方法が検討さ

れるべきと考えております。

○山口和之君 様々な方法を是非検討していただきたいと思いますが。

EPAの介護の方々がいらっしゃるんですけども、非常に質が高いという評価は自分の周りではございます。ある意味、どの分野を、どこをどう担うのかというのを、担う場所によってやっぱり若干違ってくるのかと思いますので、これもしっかりと検討していただきたいと思います。

ちょっと時間があるので、少し福島関連をお伺いしたいと思います。

福島県は、今非常にハンディが、震災後、原発の問題等で大きなハンディがあるんですけども、介護職についてちょっと自力では集められない状況なんです。もう何回か質問はしているんですけども、大変申し訳ないけど国を挙げて応援していただきたいと。四月から四十五万円の資格取得費用の支給される制度が始まったとは思いますが、効果が上がっているのか上がっていないのか、次の一手はないのかと。先ほどビジョンの話がありましたけど、これが駄目だったらこれがいけますよとかというふうにやってもらわないと、とても対応できていないと。その辺をお答え願います。

186-参-厚生労働委員会-23号 平成26年6月19日

○福島みずほ君 次に、介護・障害福祉従事者の人材確保のための法案についてお聞きをいたします。

これもまた重要な法案で、提案をされた発議者に心から敬意を表します。介護も障害福祉従事者も極めて大事な仕事であるにもかかわらず、やっぱり給料が安いと。これをやっぱりどう変えていくのか、百八十三国会、介護従事者等の人材確保に関する特別措置法案、これは民主、社民、生活が出したのですが、二〇一三年、施行に要する経費見込みとして千八百七十億円を記載し、介護従事者一人当たり月額一万円の処遇改善を実質的に担保しておりましたが、本法案ではそのような具体的担保がありません。なぜでしょうか。また、処遇改善をどう具体的に担保されるのか、お聞かせください。

○衆議院議員（山井和則君） 福島委員にお答え申し上げます。

確かにおっしゃいますように、平均にして約十万円ぐらい介護や障害者福祉の職員の賃金は一般の労働者に比べて低いということが言われておりますし、また重要なのは、全国二百万人の介護や障害者福祉の職員の賃金を上げるということだけではなく、それによって高齢者が幸せになる、障害者が幸せになる、またその御家族も幸せになる、やっぱり安心して暮らせる社会に日本がなるということだというふうに考えております。

では、今回の法案は、その財源などが明確ではないということではありますが、これ与野党で様々な協議をする段階でこういう丸い法案になったわけではありますが、先ほども答弁させていただきましたが、実は六年前にも同じような経緯で検討規定が中心な介護処遇改善法が成立いたしました。

そのときにも、こういう曖昧な検討規定の法律で本当に賃金は上がるのかという批判を受けたことがあります。二〇〇八年の四月に法律が成立して、翌年四月には介護報酬、障害者福祉の報酬両方とも上がりまして、それによって介護は月給九千円、障害者福祉は月給七千二百円アップしました。さらに、半年遅れて十月には処遇改善交付金がスタートして、今申し上げました月給アップに加えて、月給一万五千円、さらに計算上、理論上はアップしたということになっております。

そういう意味では、その六年前の実績があるわけですから、そして今回物価も上がる中、超党派七百二十二人の衆参国会議員全員が賛成するわけですから、私たちのその思いを込めて、来年四月には六年前のその額を目指して賃上げに取り組んでいかねばならないと考えております。

○福島みずほ君 発議者の皆さん、本当にありがとうございます。